



2004 年 7 月 1 日

異議申し立て制度設置要項（案）についての意見

（特活）メコン・ウォッチ

代表 松本 悟

2004 年 7 月 1 日のフォローアップ委員会で議論される予定の F.C.11-2 について、以下のような意見を提出します。

① 1. 趣旨

これまでの議論で、行政不服審査法の『異議申し立て』が念頭にあるために JICA が防御的になっていると感じた。したがって、なお、本要項で定める「異議申し立て」とは行政不服審査法で定めたものとは異なる、との一文を加えてはどうか。

② 2. 目的（1）について

環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保する一環として、JICA 協力事業による被害を懸念する人たちに、異議を申し立てる機会を提供すること。

③ 9. 異議申し立ての期間

前回の議論が反映されていない。以下の一文を加える。

なお、開発調査の最終報告書及び無償資金協力のための基本設計調査報告書は、最終案（ドラフト・ファイナル）に対するステイクホルダーの意見等を加味した仮版を作成し、3 か月間公開して異議がないかを確認した上で決定版とする。

④ 別紙の内容

この提案は、委員会での議論を受けた次善の策として受け入れるつもりだが、今の段階で具体的な方針を示すべきである。ガイドラインの「3.7 フォローアップ」には「協力事業の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する」と書かれている。この条文と異議申し立て制度の関係を明確にした上で、以下のような方針を提案する。

異議申し立ての期間が過ぎた後の協力事業に対する環境社会面での問題の指摘については、本制度を準用して、以下のように対応する。

- ・ 問題の指摘は、担当部局とともに異議申し立て審議役が受理する。
- ・ 問題の指摘については、様式は自由だが、連絡方法と懸念されている問題についての具体的な記述が必要。
- ・ 必要があれば、問題を指摘した個人・グループから異議申し立て審議役は追加情報を得る。
- ・ 受理後 1 か月をめどに指摘された問題の合理性と対応の必要性を審査し、現地調査など何らかの対応が必要と判断した場合はその旨理事長に提言する。その場合、指摘した個人・グループにその旨を伝え、指摘された内容とともに提言内容を公開する。
- ・ 対応が必要ではないと判断した場合は、指摘した個人・グループにその旨を伝え、指摘された内容とともにその根拠を公開する。
- ・ 異議申し立て審議役は、理事長への提言の実施状況を関係部局から報告を受け、年次報告書

を通じて公開する。

以上